参考資料6

# 高等専門学校に関する参考資料

# 目次

１. 我が国の高等教育の現状と課題
２. 政策文書等
３. 関係法令

# １．我が国の高等教育の現状と課題

# 我が国の高等教育の現状と課題

## ①文理分断からの脱却

### 理系学部定員の少なさとジェンダーギャップ

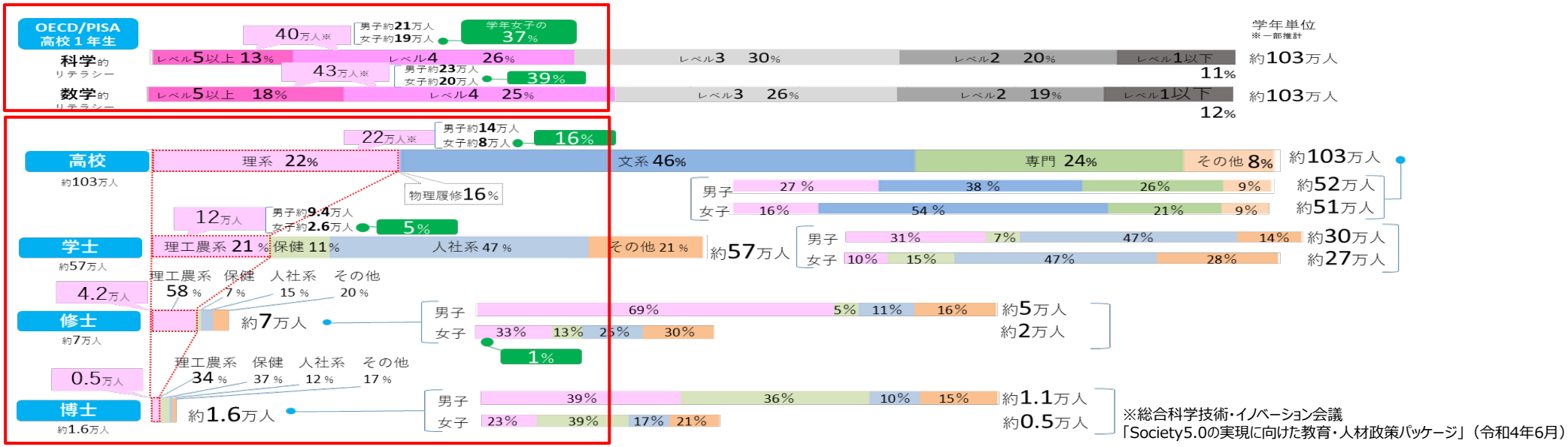


※総合科学技術・イノベーション会議
「Society5.0の実現に向けた教育・人材政策パッケージ」（令和4年6月）

### 職業間・学歴間のミスマッチ

| 職種別 | 専門職 | うち AI・ロボット等利活用人材 | 事務職 | 現場人材 | うち 生産工程従事者 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2040年需給ミスマッチ | -181万人 | -339万人 | 437万人 | -260万人 | -206万人 |
| 2040年需要数/供給数 | 1867万人/1686万人 | 782万人/443万人 | 1039万人/1476万人 | 3283万人/3023万人 | 731万人/525万人 |
| 2022年就業者数 | 1288万人 | 236万人 | 1455万人 | 3637万人 | 835万人 |

| 学歴別 | 高卒（普通科） | 高卒（工業科） | 高専卒 | 大卒・院卒 理系 | 大卒・院卒 文系 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2040年需給ミスマッチ | 32万人 | -91万人 | -15万人 | -124万人 | 76万人 |
| 2040年需要数/供給数 | 778万人/810万人 | 538万人/448万人 | 77万人/62万人 | 899万人/775万人 | 1549万人/1625万人 |
| 2022年就業者数 | 899万人 | 534万人 | 64万人 | 689万人 | 1678万人 |

※経済産業省 産業構造審議会
経済産業政策新機軸部会（令和8年3月5日）
「2040年の就業構造推計（改訂版）について」より

## 少子化に対応するための高校・大学における文理分断の改善イメージ
（仮に、現在の高校普通科理系・専門高校、学士理工農系＋保健のシェアを増大するとした場合）

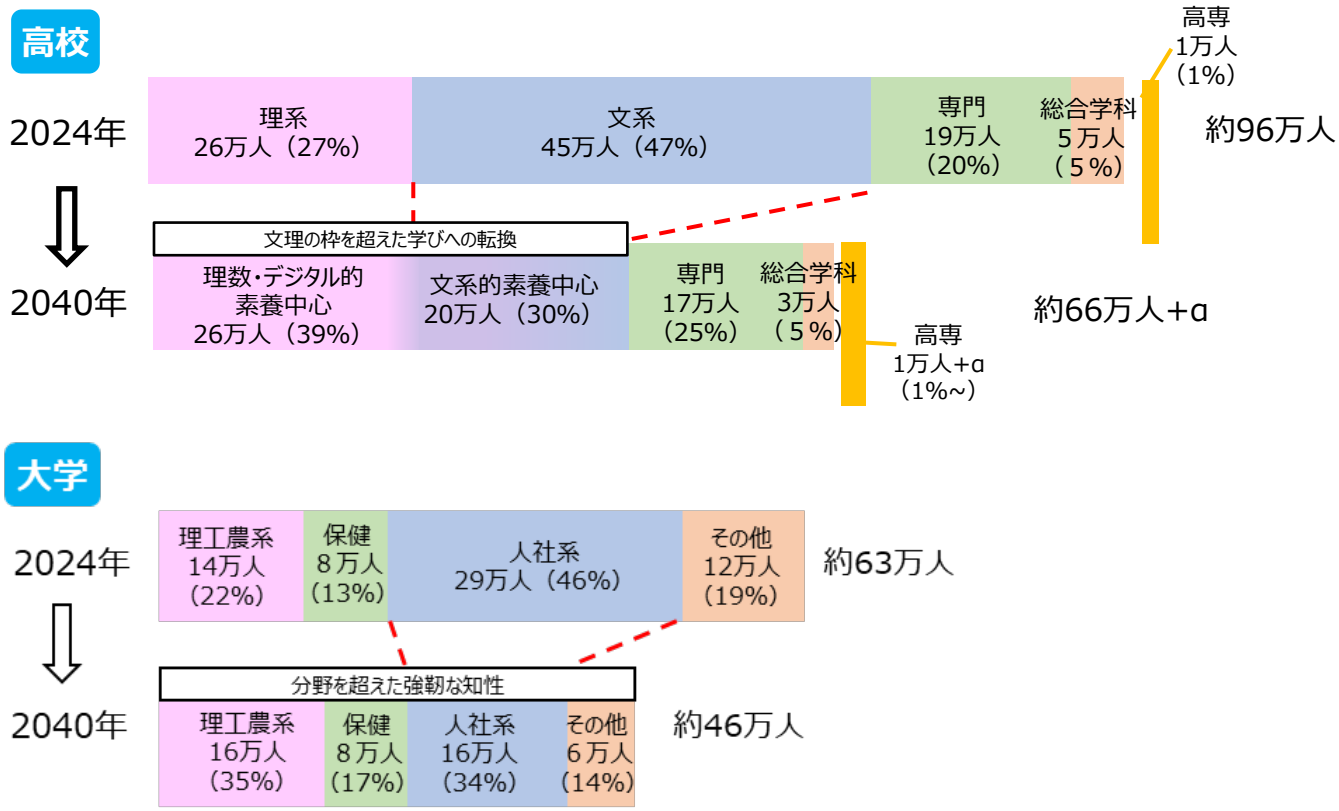


（※）高校の文理の内訳については、公益財団法人日本理科教育振興協会「令和６年度　高等学校　理系文系進路選択に関する調査結果」を使用

（※）大学における理工農系、保健の数には、その他区分のうち理工農系・保健に関連する者の推計を含む。

## 日本の高等教育の構造

急速な人口減少に伴い、現在、**約63万人**いる大学進学者数は、**2040年に約46万人まで減少**すると推計。

**明治期から１９５９年までに創設された「第１世代大学」**

理系比率※　数学必須比率※

私学平均　29.9%　26.2%
国立平均　59.5%　96.9%
国公私平均　37.7%　49.7%

入学定員：
約３６.７万人（５８%）
（国9.0万:公1.2万:私26.5万）

学生の家計年収
・450万円未満：26.3%
・850万円以上：40.1%
大都市圏※の大学の学生：92.6%
※　大都市圏は、東京・神奈川・埼玉・千葉・京都・大阪・兵庫・愛知
女子学生の割合：46.0%
（※）

※理系比率は、入学定員に占める理、工、農、保健系学部の募集人員の比率

※数学必須比率は、一般選抜の募集人員に対する個別テスト又は共通テストにおける数学を必須とする募集人員の比率

**１９６０年から１９７４年までに創設された「第２世代大学」**

理系比率

私学平均　34.2%
国公私平均 34.7%

約１３.０万人（２１%）

学生の家計年収
・450万円未満：32.4%
・850万円以上：33.1%
大都市圏の大学の学生：63.9%
女子学生の割合：49.1%
（※）

**１９７５年から１９９７年までに創設された「第３世代大学」**

理系比率

私学平均　36.7%
国公私平均 37.7%

約７.３万人（１２%）

学生の家計年収
・450万円未満：29.8%
・850万円以上：29.6%
大都市圏の大学の学生：58.1%
女子学生の割合.54.7%
（※）

**１９９８年以降に創設された「第４世代大学」**

理系比率

私学平均　49.8%
国公私平均 50.3%

約６.２万人（１０%）

学生の家計年収
・450万円未満：32.3%
・850万円以上：28.7%
大都市圏の大学の学生：53.4%
女子学生の割合.56.0%
（※）

※大学の分類は濱中義隆（国立教育政策研究所　高等教育研究部）「学生調査から見た私立大学の学生・教育」（私立大学等の振興に関する検討会議（２０１６年４月１３日））（以下「濱中資料」）による。

※学生の家計年収の割合のデータは、（独）日本学生支援機構「令和4年度学生生活調査」のデータ（私立大学対象）を使用して算出。
※女子学生の割合のデータは、濱中資料における２０１４年のデータ（私立大学対象）を使用（第１世代大学については、１０校のデータ）。

# ②地域を支える人材の確保と大学のリバランス

## 地域別就業構造推計（地域別ミスマッチ × 職種内訳）

※経済産業省 産業構造審議会
経済産業政策新機軸部会（令和8年3月5日）
「2040年の就業構造推計（改訂版）について」より

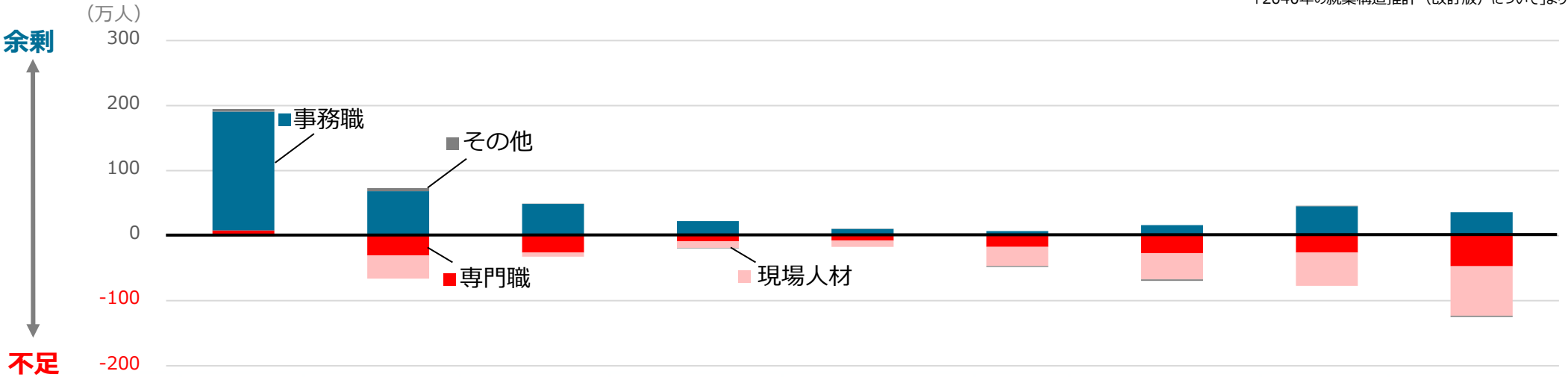


| 地域ブロック | 関東（一都三県） | 近畿 | 中部 | 中国 | 四国 | 北海道 | 東北 | 九州 | 関東（一都三県以外） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ミスマッチ数 | 193万人 | 7万人 | 16万人 | 3万人 | -6万人 | -41万人 | -53万人 | -31万人 | -89万人 |

（注）職業分類は令和４年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）による。「専門職」は、専門的・技術的職業従事者を指す。うち「AI・ロボット等の利活用を担う人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。また、「現場人材」は、生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。地域ブロックは、経済産業局所管区域に沿って設定。なお、関東は一都三県/一都三県以外で二分し、沖縄県は九州に統合して集計。

## 地域別就業構造推計（地域別ミスマッチ × 学歴内訳）

### 地域別ミスマッチの学歴内訳（大卒･院卒文系等）

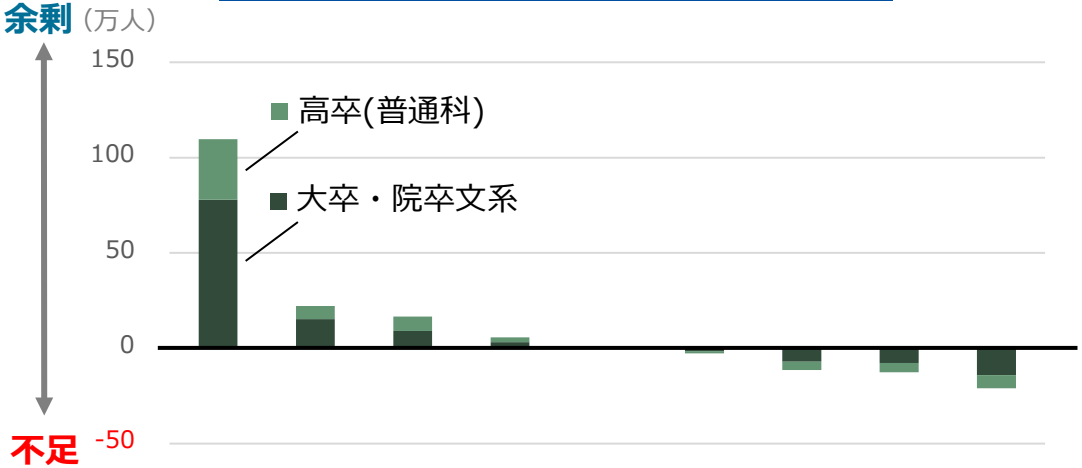


| | 関東（一都三県） | 近畿 | 中部 | 中国 | 四国 | 九州 | 東北 | 北海道 | 関東（一都三県以外） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ミスマッチ数 | 110万人 | 22万人 | 17万人 | 6万人 | 1万人 | -3万人 | -11万人 | -13万人 | -21万人 |

### 地域別ミスマッチの学歴内訳（大卒･院卒理系等）

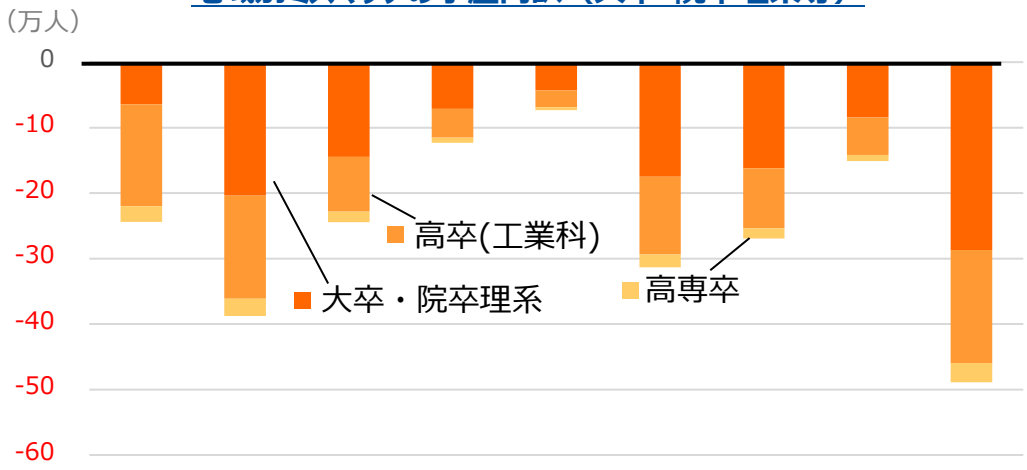


| | 関東（一都三県） | 近畿 | 中部 | 中国 | 四国 | 九州 | 東北 | 北海道 | 関東（一都三県以外） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ミスマッチ数 | -24万人 | -39万人 | -24万人 | -12万人 | -7万人 | -31万人 | -27万人 | -15万人 | -49万人 |

（注）学歴分類は、学校基本調査上の学部学科コードを元に分類（「院卒」には修士卒・博士卒を含む）。また、学歴分類は主要な項目のみ掲載しているため、上表のミスマッチ数の合計はゼロにならない。地域ブロックは、経済産業局所管区域に沿って設定。
なお、関東は一都三県/一都三県以外で二分し、沖縄県は九州に統合して集計。

# 高校・大学を通じて大転換するには

## ①徹底した高校教育改革

（ｉ）デジタル化による理数の学びへの潜在的な関心を活かし、**理数を中心に学ぶ生徒を確保。**

（例：コンピュータグラフィクスには行列やベクトルの理解が不可欠で生徒の潜在的関心は高い）

（ii）地域の社会や経済を担うアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成のため、工業、農業等の**専門高校の機能強化を支援。**

（iii）地方の生徒はもとより誰一人取り残さず、全国どこにいても多様で質の高い学びを保障するため、**地域のアクセス・多様な学びを確保。**

**高校教育改革基金を都道府県に造成**（※）
**２,９５０億円**
※安定財源を確保した上で、新たな交付金等を創設（令和９年度～）

## ②大学教育の構造改革

（ｉ）**大都市の私立大学の理工農・デジタル分野の重視**、人文・社会科学系学部の入学定員のダウンサイジングによる**ST比**(学生教員数比率) **の改善や理数分野併修**を通じた教育の質の向上

（ii）**公立の高専**(高等専門学校)**の設置を促進**し、地域のインフラを支える人材を育成

（iii）**知事と学長が**人材需要を共有し、地域企業の支援や大都市大学との連携などにより**地域に不可欠な**医療や福祉、産業、インフラ分野等の**人材を育成し、地域の高等教育へのアクセスの確保方策を協議・実行**（高校・大学間連携も含めた取組を推進する**「地域構想推進プラットフォーム」の構築**）

※これらの取組において、ポスドク・助教等の活用、リ・スキリング、博士課程の充実など国立大学が全面的に支援

**成長分野転換基金に２００億円追加**
**既存分と合わせて約１,０００億円で推進**

# 2. 政策文書等

**ⅲ）地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成**
**（地域におけるスタートアップの更なる創出に向けた支援）**

国立高等専門学校機構本部にスタートアップ支援組織を2026年度中に設置するとともに、各高専への地域連携コーディネータの配置等を促進する。また、地域における高専発スタートアップ支援を強化する。

**Ⅲ．８つの分野横断的な課題の解決**
**４．人材育成**
**（２）対応の方向性**
**②目標（KPI）**

・③ｉ）に記載の高等教育改革に関して、大学全体に占める理工農・デジタル・保健系の定員（2024年度：35%）を2040年までに５割を目指す。また、高専の学生数について、少子化傾向においても2040年にかけて増加させる（2024年度：53,305人）。

**③講ずるべき施策パッケージ**
**（高校教育改革と連動した高等教育改革）**

社会・地域のニーズを踏まえた高等教育の実現に向け、大都市の私立大学を含め理工農・デジタル系人材育成の強化等を図るため、大学・高専におけるこれらの成長分野への学部再編等の支援や、私学助成の着実な確保を行った上で理工農・デジタル系人材の育成を行う大学等への支援の重点化等に取り組む[128]。

128　重点分野（17の戦略分野や第７期科学技術・イノベーション基本計画で示された重要技術領域等）に係る大学・高専の体制強化を含む。

現在３校にとどまる公立の高専の設置を促進するとともに、国立高等専門学校機構運営費交付金を着実に確保し、地域のインフラを支える人材を育成する。

**第３章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」**

**３．主要分野ごとの重要課題と取組方針**

（２）公教育の再生、研究活動の活性化

高校から大学・大学院等までの人材育成システムを一体的に改革し、産業構造の変化に対応した人材基盤を強化する。2030年までを第１期とし、大学等の機能強化と18歳人口の減少を踏まえた規模適正化を総合的に推進し、高等教育の分野・地域のリバランスや18歳中心主義からの脱却を図る。理工・デジタル人材育成を含む大学・大学院等の機能強化のため、成長分野への学部再編、17の戦略分野の高度人材育成や実需に応じたリ・スキリング、高専の新設・機能強化、文理分断の傾向が強い大都市圏の大学を始めとする成長分野の重視や人社系のダウンサイジング及び理数分野併修を通じた質の向上、大学生・高校生での海外留学の一層の推進など多様性の中で価値を創造する人材育成を進める。

新たに策定された「科学技術・イノベーション基本計画」156を着実に推進するとともに、 科学技術政策のＥＢＰＭを強化する。大学改革を進めるとともに、大学における研究活動 を安定的、継続的に支える国立大学法人運営費交付金や科研費の大幅な拡充を図ることや、 施設の計画的整備への着実な支援、私学助成の成長分野や地域を支える人材育成等への重 点化・充実など[157]、基礎研究を含めた科学技術研究の基盤を強化し、また、日本を国際頭脳 循環の主要なハブとし、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する。

157 国立高等専門学校機構運営費交付金の着実な確保を含む

Ⅱ．計画実現に向けた支援施策【政策手段】

１．A.戦略産業クラスター計画における課題と主な支援施策

（５）産業人材育成

○課題

産業クラスターの形成に当たり、当該地域において、これまでと異なる種類の高度な専門性を持った産業人材の需要が増加し、需給のミスマッチが発生し得る。産業クラスターの形成を担う人材の不足がクラスターの成長を阻害するだけでなく、地域外人材の過度な活用により地域への裨益が減少するおそれがある。

○対応方針

育成が必要となる産業人材の需要を明確化し、それを踏まえた中長期にわたる計画的な人材育成及びリスキリングを進める。

くわえて、地方大学・産業創生法10の施行状況等を踏まえ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する支援等の在り方について検討する。

○主な施策例

✓17の戦略分野等の成長分野への学部再編等の重点分野に係る大学、大学院及び高専の体制・機能強化や公立高専の設置促進、国立大学法人運営費交付金の大幅拡充を図ることや、高専機構運営費交付金や私学助成等の着実な確保を通じた産業人材の育成強化

✓17の戦略分野等の成長分野のニーズに対応するリスキリング推進に向けた大学等における社会人のための教育プログラムの開発の推進

✓産学協働での研究開発と一体となった研究者・技術者育成の推進

✓高等教育の規模の適正化を図りつつ地域の産業ニーズを踏まえた人材育成等の推進

✓地方大学・産業創生法に基づく、施行状況等についての検討結果を踏まえた措置の推進

✓地域で必要な人材の育成に向けた専門学校における教育の充実への支援

✓専門高校を含む高校教育の振興による地域の産業ニーズに即した人材育成の強化

Ⅱ 17 の戦略分野における女性活躍

１．「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成

（２）大学・高等専門学校における戦略分野への学部等の新設・転換の推進

・地域の産業や社会に必要な科学技術人材の育成を一層促進するために、実践的技術者教育を 担う高等専門学校（以下「高専」という。）の新設等を促進する。その際、積極的な周知活動や多様性に配慮した入学者選抜等を通じ、女子学生の確実な確保を進める。

（３）大学等における理工系女子学生等の増加に向けた取組

・文理を問わずデジタル社会で活躍するための理数的素養を学生が身につける、大学や高専における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の推進を図るとともに、数理・デジタル系分野を中心に、入学後も学生が希望するコース等を選択できる学びの実現も促進する。

（６）女子児童・生徒、保護者、教員等を対象とした理系分野に対する興味・関心の喚起

・戦略分野を始めとし、地域産業にＡＩを始め理工・デジタル系人材の担い手が一層求められることを踏まえ、理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、最先端の科学技術を学ぶ機会や理工系のロールモデルに触れる機会を早い段階から継続的に提供するために、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するための産学官・地域一体となった取組や、包摂性に配慮した情報活用能力向上に係る教材開発を推進する。また、大学における管理職への女性登用や若手女性研究者支援を促進するとともに、起業のジェンダーギャップを解消するため、女性起業家との交流等の機会等を創出する。

Ⅲ 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり

２． 強い地域経済の構築の基盤となる女性人材の育成と就業機会の創出

・産業クラスターを形成し、地域における雇用を創出し、維持する。その形成に当たっては、 産業界の需要を踏まえた大学、高専等の産業人材育成の推進等を行う。

## 第２章 知の基盤としての「科学の再興」

### ３．多様な場で活躍する科学技術人材の継続的な輩出

#### （５）次世代の科学技術人材育成の強化

理系離れを起こすことなく、高等教育段階においても適性や関心に応じて学べる環境を確保するとともに、社会の構造的変化に伴って生じる人材需給ギャップを解消するべく、「文理分断型の学び」からの脱却、産業イノベーション人材育成等に資する高校教育改革・高等教育の構造改革を行う。大学・高専機能強化促進事業を通じ、将来の社会・産業構造変化を見据え、地域の産業や社会に必要な科学技術人材の育成を一層促進するために、大学等の成長分野への組織再編や実践的技術者教育を担う高等専門学校の新設等を促進するとともに、理数的素養を身に付ける教育の質的転換を推進する。なお、大学等におけるリ・スキリングについては、産業界や地域のニーズ等を踏まえた上で、質の高いプログラムの構築や持続的な体制の形成・発展に取り組む。

### ６．基盤的経費の確保と大学改革の一体的推進等

#### （３）基盤的経費の確保

近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、国立大学法人運営費交付金・施設整備費補助金等の基盤的経費を着実に確保する。 第５期中期目標期間（2028～2033年度）に向けて、国立大学法人運営費交付金については、各法人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、その在り方を見直していく。

良好な研究環境確保に必要な施設整備費補助金については、建築資材高騰・労務費の上昇等の影響や、老朽施設の増大を踏まえ、安定的に確保する。

附属病院については、大学病院が担う教育・研究やその前提となる経営基盤の強化といった観点も含めて、支援の充実を図る。

私学助成についても、物価上昇等を踏まえつつ着実に確保するとともに、配分の見直し等により、日本の産業を支える成長分野の人材育成や、研究環境の充実に取り組む大学等を重点的に支援する枠組みを構築する。また、私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成等に必要な研究設備を重点支援することにより教育研究基盤の向上を図る。

政府全体で大学・国研等の研究機関を支える視点を重視し、具体的には、政府全体として基礎研究・学術研究への投資への優先順位の変更を検討するとともに、科学とビジネスの近接化を踏まえ、出口を所管する各府省庁からの研究機関に対する積極的な投資を推進する。また、産業界からの大学・国研等への投資を促進するべく税制の見直しを含めて様々な取組を推進することで、財源の多様化を図る。

### （４）高等教育機関の機能分化、規模の適正化

2040年に向けた18歳人口の急減や、デジタル社会における価値創出にとって理数の学びが必須となっている状況に直ちに対応すべく、高校教育改革とも連動した形で、我が国の研究力強化と将来の社会・産業構造の変化への対応に向け、(3)の視点も踏まえつつ、大学の機能強化や地域における質の高い高等教育へのアクセス確保、再編・統合を含めた大学の規模の適正化に向けた総合的な施策を、第７期基本計画期間を第Ⅰ期として推進する。

具体的には、2040年の社会・就業構造を踏まえ、各地域において人口減少下で地域を支える人材の需要を共有し、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を育成している大学が持続可能となるための重点支援を行うとともに、首都圏・大都市圏の大学の理工・デジタル分野への展開等による文理分断からの脱却を強力に推進することで、日本全体の大学の分野、地域のリバランスを実現する。また、経営体力がある段階での円滑な撤退への支援や、私立大学から公立大学への安易な転換が起こらないよう、留意すべき事項等の明確化、地域の社会や産業の実情に応じた社会人を含めた学びを可能とする施策の展開等の取組を総合的に推進する。

## 第７章 推進体制・ガバナンスの改革

### 2.基盤的経費の確保と研究大学におけるマネジメント改革

### （２）基盤的経費について

科学技術・イノベーション政策の効果的な推進のためには、多様で卓越した知を創造する基盤である大学・国研等における基盤的経費の確保が不可欠である。関係府省は、それぞれの社会・経済課題の対応には大学・国研等における基礎研究・学術研究の成果の活用が極めて重要になってきていることを踏まえ、それらへの投資の拡充と基盤強化に取り組むことが必要である。

その際、国立大学法人等の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金について、物価・人件費の上昇等を踏まえつつ、基礎研究の充実等を行うため、大幅な拡充を図る。なお、第５期中期目標期間（2028～2033年度）に向けて、各法人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、教育研究をベースとした経費について物価等の変動に対応させる観点も含め、安定性をより向上させた仕組みとするなど、運営費交付金の在り方を見直す。

# 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（2025年２月21日中央教育審議会）　（抜粋））

## １．今後の高等教育の目指すべき姿

### （６）重視すべき観点

①教育研究の観点

イ．成長分野を創出・けん引する人材等の育成

（前略）

・今後、社会の変化に応じて、その時々の新たな成長分野等に対して、高等教育機関が柔軟に対応できるようにすることが重要である。

（後略）

## ２．今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

### （１）教育研究の「質」の更なる高度化

②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進

ア．多様な学生の受入れ推進

○多面的・総合的な入学者選抜の推進

（前略）

・今後の高等学校段階における教育課程等の見直しの動向を見据えつつ、入学者選抜の改善を促すため、必要な大学入学者選抜実施要項の改訂

行う。

（中略）

イ．留学モビリティの拡大

○国際化に対応できる組織体制の整備

（前略）

・国内外における我が国の学位や称号の透明性や比較可能性を高めるための資格枠組みの検討を加速化する。

（後略）

## ２．今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

### （２）高等教育全体の「規模」の適正化

①高等教育機関の機能強化

・高度で専門的な知識を有する高い資質・能力をもった職員の採用・育成を促進する。

（中略）

### （３）高等教育への「アクセス」確保

②社会経済的観点からのアクセス確保

・女子中高生の理工系への進学を促進するために、保護者・教員も含めた地域における取組を支援するとともに、各学校段階において、社会で活躍する女性による講演等の機会を設けること等により、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促すためのキャリア教育を促進する。

## ３．機関別・設置者別の役割や連携の在り方

### （１）機関別の役割

⑤高等専門学校

（前略）

○高専教育の高度化・国際化の推進

・デジタル・半導体等の成長分野をけん引する技術者の育成、高専発スタートアップ創出に向けた起業家教育、高専と大学・大学院との接続を強化するなど、産業界とも連携しつつ、社会課題解決を見据えた教育の高度化を推進する。

・世界と渡りあえる技術者育成に向けて学生の海外派遣等を充実するとともに、留学生の受入れや海外における日本型高専教育の導入支援を継続するなど、教育の国際化を推進する。

## ４．高等教育改革を支える支援方策の在り方

### （２）今後取るべき方策

①短期的取組

○公財政支援の充実

・国立大学法人運営費交付金や私学助成等の基盤的経費助成を十分に確保する。

# 3. 関係法令

# 関係法令①

**○ 教育基本法（平成十八年法律第百二十号）（抄）**

（大学）

第七条　大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

②　大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

**○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）**

第八十三条　大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

②　大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第百四条　大学（専門職大学及び第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この項及び第七項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

（略）

⑦　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一　短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者　学士

二　学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者　学士、修士又は博士

（略）

第百十五条　高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

②　高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第百十九条　高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

②　高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

# 関係法令②

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第百二十条　高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。
②、③　略
④　教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。
⑤　准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。
⑥　助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。
⑦　助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。
⑧　略

第百二十一条　高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる。

○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（抄）

（機構の目的）
第三条　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人（同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。同号において同じ。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。第十六条第一項第三号及び第六号において同じ。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第七項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

（業務の範囲）
第十六条　機構は、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。
（略）
四　学校教育法第百四条第七項の規定により、学位を授与すること。
（略）

# 関係法令③

**○ 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）（抄）**

（学士の学位授与の要件）

第二条　法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下本条及び第六条第一項本文において同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（学士、修士及び博士の学位授与の要件）

第六条　法第百四条第七項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

２　法第百四条第七項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

**○高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）（抄）**

（教育水準の維持向上）

第二条 高等専門学校は、その組織編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百二十三条において準用する同法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、常にその充実を図り、もつて教育水準の維持向上に努めなければならない。

２ 前項の場合において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行われるように努めるものとする。

# 関係法令④

**○高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）（抄）**

（教育研究実施組織等）

第六条　高等専門学校は、学科の種類及び学級数に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

（略）

7　教員のうち、工学に関する学科において第十六条に規定する専門科目を担当する基幹教員の数は、当該高等専門学校に一の学科を置くときは八人、二以上の学科を置くときは八人に一学科を超えて一学科を増すごとに七人を加えた数を下つてはならない。この場合において、一学科の入学定員に係る学生を二以上の学級に編制するときは、これらに一学級を超えて一学級を増すごとに五人を加えるものとする。

8　工学に関する学科以外の学科において第十六条に規定する専門科目を担当する基幹教員の数は、別に定める。

（校地及び校舎の面積）

第二十五条　高等専門学校における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

2　高等専門学校における校舎の面積は、その教育に支障のないよう、少なくとも次の各号に定める面積に学科の種類に応じ次項又は第四項に定める面積を加えた面積を下らないものとする。

（略）

3　工学に関する学科に係る前項の加える面積は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　当該学科の入学定員に係る学生を、一の学級に編制するときは一六五二・八九平方メートル、二以上の学級に編制するときは一六五二・八九平方メートルに学級数の増加に応じて相当面積を加えた面積

二　二以上の学科を置く場合は、それぞれの学科の所要面積を合計した面積。ただし、二以上の学科が共用する建物があるときは、教育に支障のない限度において、当該合計した面積から一部を減じた面積

4　工学に関する学科以外の学科に係る第二項の加える面積は、別に定める。

# 関係法令⑤

**○高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）（抄）**

（校長の資格）
第十条　校長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、高等専門学校の運営に関し識見を有すると認められる者とする。

（教授の資格）
第十一条　教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
一　博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
二　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者
三　大学又は高等専門学校において教授、准教授又は基幹教員としての講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
四　学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者
五　特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者六　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

（准教授の資格）
第十二条　准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
一　前条各号のいずれかに該当する者
二　大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
三　修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
四　特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者五　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

# 関係法令⑥

**○高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）（抄）**

（講師の資格）
第十三条　講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
**一　第十一条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者**
二　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において教諭の経歴のある者で、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
三　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

（助教の資格）
第十三条の二　助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
**一　第十一条各号又は第十二条各号のいずれかに該当する者**
**二　修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者**
三　特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）
第十四条　助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
**一　学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者**
二　短期大学士の学位若しくは学位規則第五条の五に規定する短期大学士（専門職）の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）又は準学士の称号（外国におけるこれに相当する称号を含む。）を有する者
三　前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者